

制裁解除から 9 カ月：足踏みするビジネスと変化の兆し

海外投融資情報財団 調査部
上席主任研究員
寺中 純子

イランの核開発活動に対する米欧の経済・金融制裁解除から約 9 カ月が経過した。制裁解除の内容が明らかになった 2015 年 7 月 14 日以降、各国から競うように経済使節団がイランを訪れて数多くの覚書を交わしたが、本契約の締結に至った例はごく限定的である。しかしその一方で、そうした現状に何とか風穴を開けようとする動き、来るべきビジネス本格化に備える動きも随所にみられる。

制裁解除からの 9 カ月間で当初の期待ほど変わっていない部分、変わりつつある部分の双方を概観してみたい。

1. 対イラン取引拡大の制約となっている主な問題

まず、変わっていない部分につき、対イラン取引を抑制させている理由にはいろいろなものがあるが、最大かつ広範な影響を持つものとして、金融機関の慎重姿勢が挙げられよう。

欧州主要銀行の対イランビジネスへの取り組み姿勢はいまだに極めて慎重である。英国の首相やドイツの経済大臣が自国の銀行に対してイランとの協力拡大を促す書簡を送り、ケリー米国務長官が欧州等の外銀に対して JCPOA に沿った正当な対イランビジネスへの関与は制裁対象ではないことをわざわざ明言しているが、これまでに実現した対イラン取引に金融サービスを提供したのは小規模な銀行が中心となっている。名前が挙げられている欧州の銀行の例としては、ドイツの DZ Bank 及び EIH (Europaeisch-Iranische Handelsbank AG)、イタリアの Mediobanca 及び Banca Popolare di Sondrio、ベルギーの KBC Bank 等がある¹。9 月 (これを含め、以後、特段の記載のないものはすべて 2016 年) に OFAC から航空機輸出の個別ライセンスを取得したフランスのエアバス社は、フランス及びドイツの銀行と調整をしているとの報道があるが²、その名前は明らかにされていない。

¹ Financial Times, Europe's banks begin tentative return to Iran, April 3, 2016、Reuters, Small banks help Iran slowly restore foreign financial ties, Jun 15, 2016 等。

² Fars News Agency, Iran, Airbus to Discuss Passenger Planes Deal Again Today, Jul 17, 2016。

多様な対イランビジネスに影響を与える制約要因としては、海上保険の問題もある。世界の外航船舶の9割が加盟するといわれるP&I保険（船舶の運航、使用又は管理に伴って生じる船舶所有者や運航者の賠償責任や損害をてん補する船主責任保険）の国際グループは、ロンドンに本拠地を置いている。そのため、EU制裁の適用を受けてイランとの原油、石油製品、石油化学製品の貿易への付保ができなかったが、今回その制裁は解除された。ところが、この国際グループが契約する再保険業者の中には米国企業も含まれ³、彼らは米国の一次制裁が残る限り、イラン航海の船舶にサービスを提供することはできない。現在、同グループは暫定措置として非米国人による「穴埋め再保険」（1事故当たり及び年間限度額1億ユーロ、自動復元2回）を手配しているが、並行して米国再保険者へのライセンス付与につき、2017年中の根本解決を目指してOFAC等の米国当局と協議中である。

この他、制裁が復活する可能性、いわゆるスナップバックの問題も、長期の投資を検討する企業を悩ませる要因である。法律専門家は、万一そのような事態になった際には制裁解除期間中に締結した契約上の義務履行が免除されるような条項を予め契約に盛り込んでおくようアドバイスしているが、イラン側は、たとえば投資家の利益に配慮した新しい石油契約（IPC）においてもスナップバックをフォースマジュールイベントとして認めることに難色を示しているようであり、そのような対応が可能となる保証はない。

2. 制裁解除後のイランの対外経済関係の変化

以上の事情から、イランの対外経済関係は、各国からの旺盛なアプローチとイラン側からの熱心なアピールにも関わらず、制裁が一段と厳しくなった2012年あたりの水準を取り戻すにとどまっている。

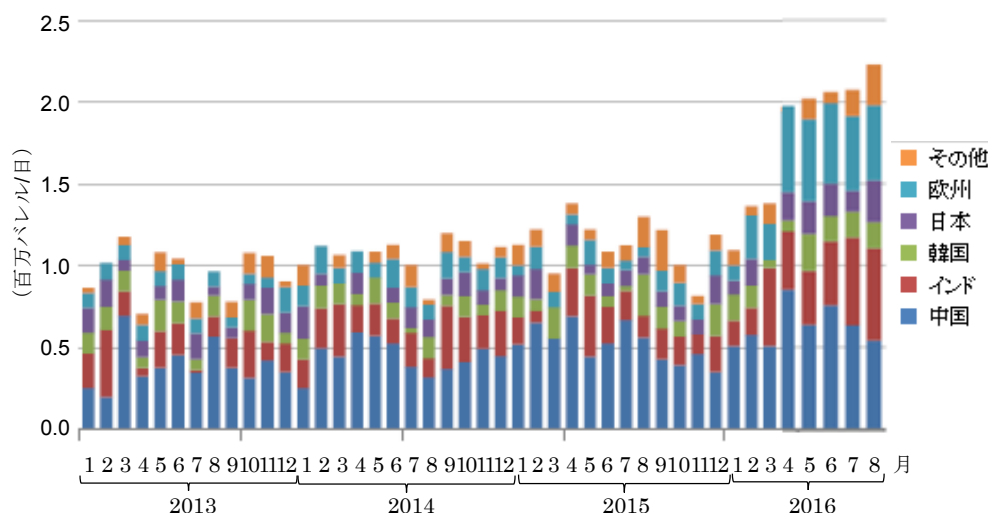
唯一、急速な変化がみられるのは原油部門である。イランからの原油輸出（各国によるイランからの原油輸入）は、暫定合意後以降、減少が止まっていたが、JCPOAに基づく制裁解除で欧州向けの輸出が大きく回復し、ここ3年間の2倍の規模に達している（図1）。2010年や2011年の水準（250万バレル/日強）には届いていないものの、相対的には制裁解除の効果が最も顕著に表れた分野といえる。欧州銀行がイランビジネスに慎重な中、欧州向け原油取引の決済については、ドイツ連銀のサポートにより、ユーロ決済を行っている、イラン中央銀行副総裁は述べている。

IEAによれば、4月以降8月までの各国・地域のイランからの平均原油輸入量は、欧州が約46万バレル/日、アジアでは中国が64万バレル/日（cf. 2015年平均53万バレル/日）、イ

³ P&I国際グループには13のクラブが加盟し、それぞれ独立して運営を行っているが、再保険については、各クラブの限度額を超えて最大30億ドル分のクレームにつき、国際グループとして単独の契約を締結することにより、巨額で条件のよい保険の確保を実現している。

インドが 44 万バレル/日 (cf. 2015/4～2016/1 平均 23 万バレル/日)、韓国が 21 万バレル/日 (cf. 2015 年平均 11 万バレル/日) と、いずれも輸入量を大幅に増やしている。日本のイラン原油輸入も、4 月から 8 月までの平均輸入量は 22 万バレル/日と、昨年の平均 17 万バレル/日より 6 割近い増加となっている⁴。

図 1 各国・地域のイラン原油輸入量の推移



出所：IEA

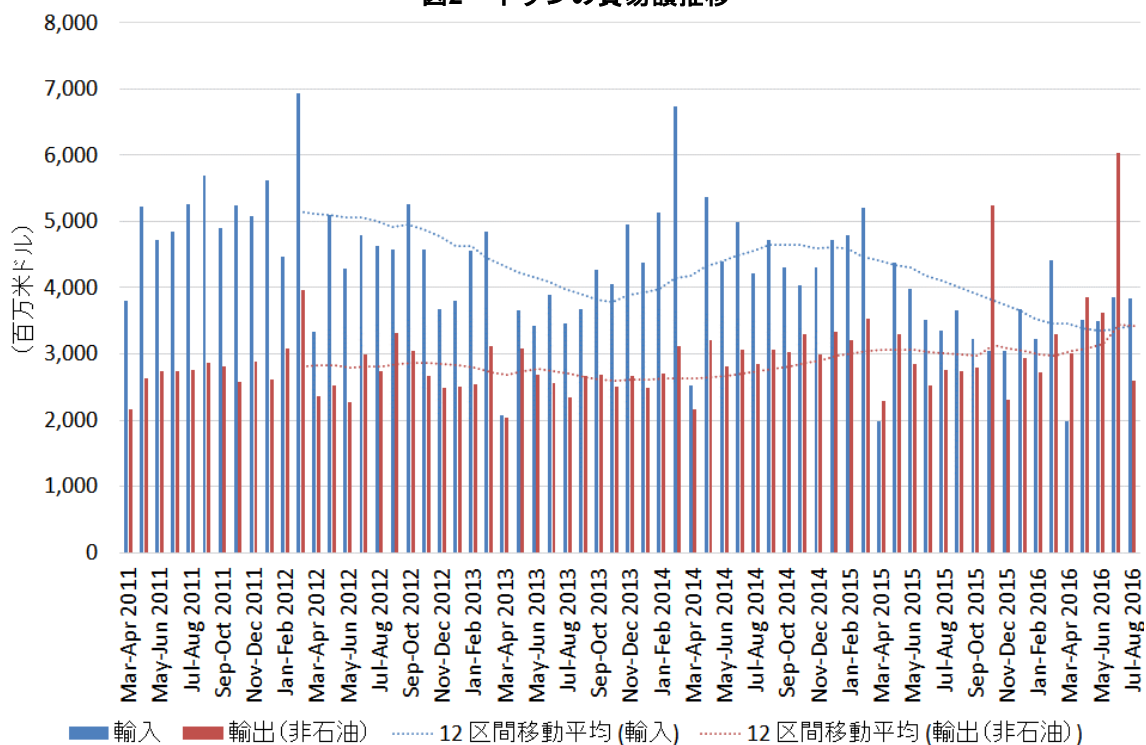
これに対し、非石油部門の貿易には顕著な変化が見られない。

イランの輸入額は、核開発問題に関する暫定合意が成立し、一部の制裁が緩和された 2013 年 11 月ごろからやや増加傾向がみられたものの、2015 年以降、むしろ減少気味に推移している (図 2)。イラン暦 1395 年度 (2016 年 3 月 20 日～) に入ってから 5 カ月間の貿易相手国は、制裁が厳しくなっていく過程で躍進してきた中国が引き続き首位を占め、ドイツやイタリア等の「西側」諸国はシェアを落としたままである (図 3)。

イランの貿易パートナー側の統計に基づいても、EU28 カ国からイランへの輸出額は、今年に入ってから 7 カ月間、昨年と比較すると機械や輸送設備の増加がみられるが、全体の水準は制裁が格段に厳しくなった 2012 年と同程度にとどまっている (図 4)。日本からイランへの輸出額も、今年に入ってから 8 カ月間、輸送用機器 (主に自動車) の大きな伸びで 2012 年程度の水準を取り戻しているが、2010 年や 2011 年に比べれば 3 分の 1 から 4 分の 1 の規模である (図 5)。

⁴ 数字は経済産業省の統計による。IEA による輸入量は 4 月から 8 月までの平均が 19 万バレル/日、2015 年平均は 17 万バレル/日。

図2 イランの貿易額推移

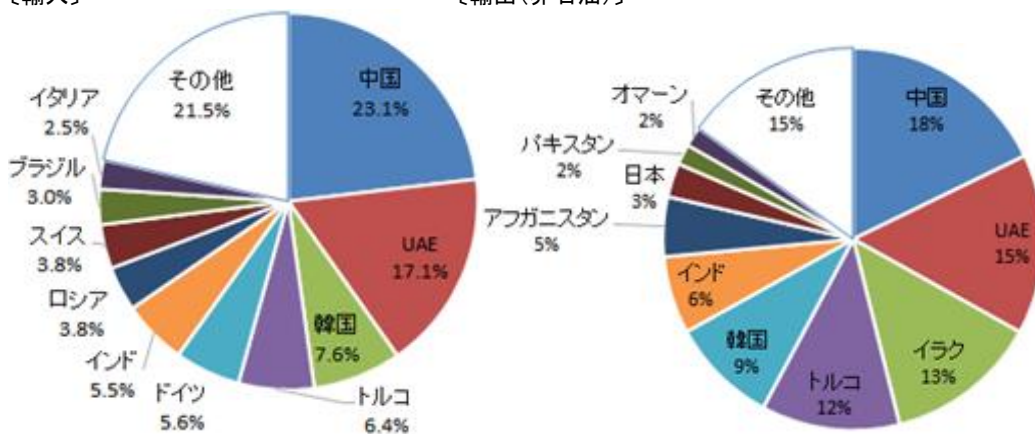


出所：IRICA, ITPO

図3 イランの貿易相手国構成（2016年3月20日～8月21日）

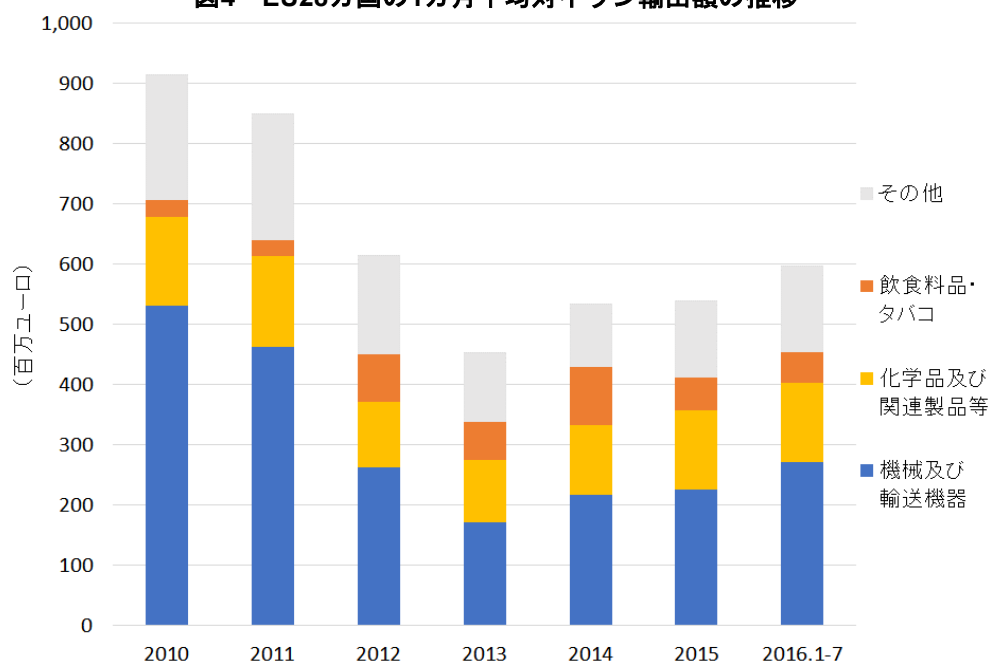
〔輸入〕

〔輸出(非石油)〕



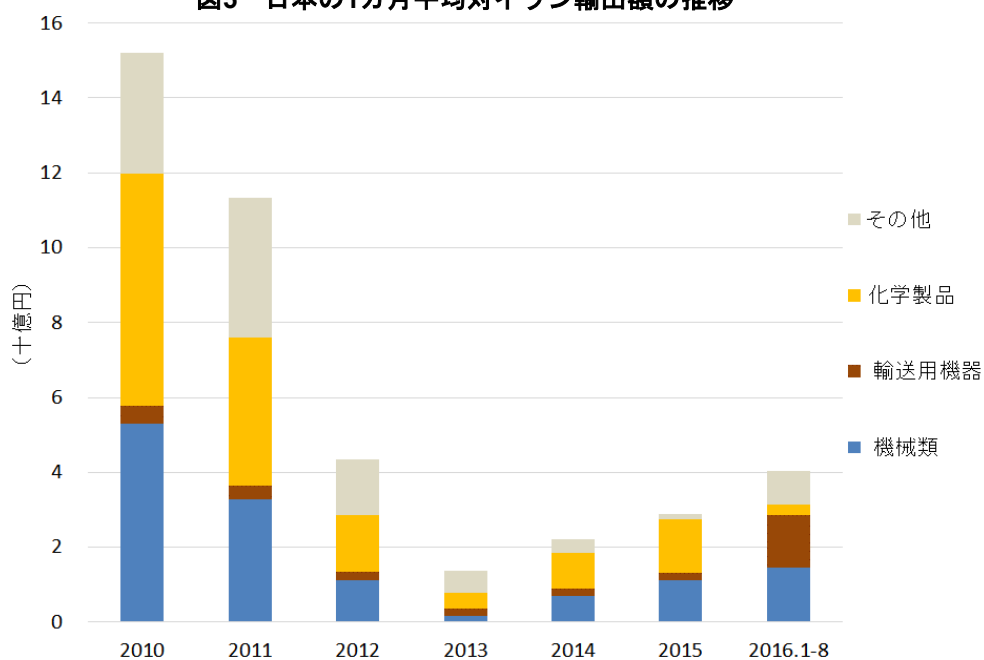
出所：ITPO

図4 EU28カ国の1か月平均対イラン輸出額の推移



出所：Eurostat

図5 日本の1か月平均対イラン輸出額の推移



出所：財務省

3. 対外経済関係拡大に備えた環境整備

対外経済関係の拡大に備えた環境整備が進みつつあるといえる面もある。

6月には、イランがドイツの信用保険会社ヘルメス（Euler-Hermes）に対する約5億ユーロの債務支払いを完了し、同社が対イラン貿易への付保を再開する準備が整ったと伝えられた⁵。イタリアの貿易信用保険会社SACEも、1月のイラン側との合意に基づき、10月15日までにイランの債務総額5.64億ユーロの返済を受けることとなっている⁶。その他、イラン国営輸出信用保険会社EGFI（Export Guarantee Fund of Iran）と貿易投資促進のための業務協力協定を締結した輸出信用機関には、欧州では英国のUK Export Finance、スウェーデンのEKN、オーストリアのOEKB、ノルウェイのGIEK、アジアでは韓国のKsureやインドのECGCが含まれる。

各国輸出信用機関の態勢準備も実際に融資案件が成立してこそ意味を成すものだが、欧州銀行が冒頭に述べたような慎重姿勢をみせる一方、ロシア主要行はイランとの取引関係を確立する準備ができているとの報道がある⁷。中国輸出入銀行は、イラン中央銀行とユーロ及び人民元の口座開設について合意したと伝えられている⁸。イラン中央銀行によれば、これまでの取引は、ユーロ、トルコリラ、日本円、中国人民幣元、韓国ウォン、ロシアルーブル等で行われているとのことである⁹。

米ドル取引については、OFACが10月7日付でJCPOAに基づく制裁解除に関するFAQの関連項目C.7を改訂した（表1）。今回の改訂版は、1月16日付のFAQでは引き続き禁止される取引内容についてのみの説明であったのに対し、まず、イランのための米ドル建て取引の処理が可能であるかとの問いに「Yes」と答えてから制約が残る点について説明している。その他、①対象とする「外国金融機関」に、「外国で設立された米国金融機関の子会社」を含めること、②「イラン人」との取引につき、イラン国営石油会社やイラン中央銀行、その他イラン政府やイラン金融機関の定義に該当する個人や機関等、その財産や利益がE.O.13599及びITSRセクション560.211によってのみ凍結されている者を含めること¹⁰、

⁵ Financial Tribune, *Hermes Reopens Export Guarantees for Iran*, June 21, 2016; Reuters, *Germany says to reopen Hermes export guarantees for Iran trade*, Jun 20, 2016 等。

⁶ SACEは4月、同国国営の預託貸付金庫（Cassa Depositi e Prestiti）からイランの石油・ガス、運輸インフラ建設を行う企業に対する融資40億ドル分に保証を供与することを表明した。又、同社は、制裁解除以降7月までの対イラン貿易への付保が25億ドルに達したと発表している。

⁷ Fars News Agency, *Russian Banks Ready to Start Broker Ties with Iran*, Jul 04, 2016。

⁸ 2016年8月17日付、イラン中央銀行ウェブサイト上ニュース。

⁹ Reuters, *Small banks help Iran slowly restore foreign financial ties*, Jun 15, 2016。対イラン取引を行っている欧州以外の銀行としては、オマーンのBank MuscatやトルコのHalk Bank等の名が挙がっている。

¹⁰ E.O.13599は、2012年2月5日付の米大統領令で、イラン中央銀行や他のイラン銀行による制裁当事者との取引隠匿やイランのマネーロンダリング体制欠如等に鑑みて出された、イラン政府及びイラン金融機関の資産凍結に関するもの。ITSR (Iran Transactions Regulations) セクション560.211は、E.O.13599に基づく資産凍結を実施するために置かれた規定。

をそれぞれ明記した。

表 1 対イラン米ドル取引に関する OFAC FAQ C.17

日付	質問	回答
1/16	制裁解除実施日以降、外国金融機関はイラン人を含む米ドル取引の清算を行うこと（clear）が認められますか？	<ul style="list-style-type: none"> 実施日以降、外国金融機関は、イランを含む米ドル建て取引について米国金融機関を通じた清算が行われることのないよう、引き続き保証しなければなりません。（以下略）
10/7	制裁解除実施日以降、外国で設立された米国金融機関の子会社を含む外国金融機関は、イラン政府やその管轄下にあるイラン国営石油会社やイラン中央銀行等のためにドル建て取引を処理（process）したり、米ドル建て口座を維持したりすることができますか？	<ul style="list-style-type: none"> はい。外国で設立された米国金融機関の子会社を含む外国金融機関は、イランや普段イランに住んでいる者、又は、財産や利益が E.O.13599 及び ITSR セクション 560.211 によってのみ凍結されている者（イラン国営石油会社やイラン中央銀行、その他イラン政府やイラン金融機関の定義に該当する個人や機関）の利益を含む米ドル建て取引を処理したり、米ドル建て口座を維持したりすることができます。但し、そのような取引や口座運営は、直接的にも間接的にも米国金融システムや米国人を含んではなりません。SDN リストに載っている者を含むことも、FAQ の A.3.ii-iii に記されている行為を含むこともできません。米国が所有する又は支配する外国機関がイランを含む特定の活動に関与することを認める一般ライセンス H についての情報は、FAQ のセクション K を参照のこと。 しかしながら、実施日以降、外国で設立された米国金融機関の子会社を含む外国金融機関は、イランを含む米ドル建て取引を米国金融システムを通じて処理しないよう、又、外国の支店を含む米国金融機関を含まないよう、引き続き保証しなければなりません。（以下略）

注： 仮訳。

出所： OFAC

Fitch は、外銀のイランへの関心を背景にイランの格付け再開に向けた協議に入っていると伝えられている¹¹。OECD は、6 月 24 日付でイランのリスク分類を最低ランクの「7」から「6」へと 1 段階引き上げた。これを受けてイラン中央銀行副総裁は、イランとしては制裁前の「4」までランクを上昇させたいと述べている¹²。また同日、マネーロンダリングや金融テロリズム対策のための政府間組織 FATF は、イラン国会による金融テロ対策法の承認やアクションプランの採択等を歓迎し、イランに対する対抗措置を 12 カ月間停止するとの声明を発表した。但し、イランがさまざまな措置を講じている間、FATF 加盟国の金融機関は、イランの自然人・法人との取引に際し「強化された顧客管理」を適用するよう求められる。イランが 12 カ月以内にアクションプランにおけるコミットメントを達成すれば、次のステップが検討される。

¹¹ Bloomberg, *Fitch Said to Visit Iran as Foreign Banks Signal Their Interest*, July 1, 2016.

¹² 2016 年 9 月 10 日付、イラン中央銀行プレスリリース。

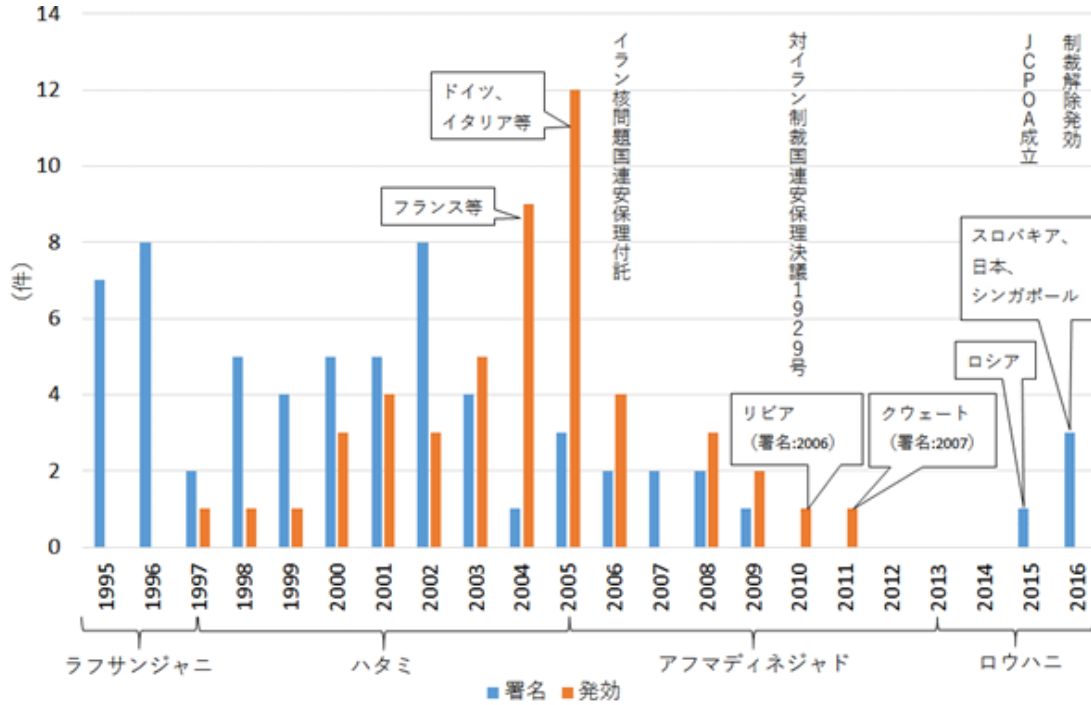
上述の10月に発表されたOFACのFAQ改訂では、対イラン取引にSDNリスト掲載者を含まないようにするためのデューディリジェンスに関する説明の追加もなされた。外国金融機関の取引先にイラン人顧客がいる場合、その取引先が独自にデューディリジェンスを実施すれば、外国金融機関が重ねて同じ顧客に関してデューディリジェンスを実施する必要はないこと等が述べられている。従来、制裁に関してグレーゾーンがある場合には直接OFACに問い合わせるようなガイドランスが常であったが、この一連の追加項目では、何をもってデューディリジェンスとみなすかにつき、それぞれの外国企業を主管する国・地域の規制当局との相談が促されている。

イラン国内でも対外ビジネス拡大のための各種の準備が進んでいる。イラン中央銀行は、国内銀行の金融業務のディシプリン強化に向け、数多くの対策を講じている。9月初めには、国内主要行であるBank MellatやBank Sepahがイラン革命防衛隊系列のコントラクターKhatam al-Anbiyaに対する外貨送金や信用保証の供与といった金融サービス提供を断ったことが報じられた¹³。Bank SepahはBank Melliとともにドイツに支店を開設して営業しており、ユーロ圏のリアルタイム決済システムTARGET IIにも接続されている。

投資家の権利保護という点では、2010年以降途絶えていた二国間投資協定の締結事例が、JCPOA成立後に久しぶりに出てきている(図6)。昨年末にロシアが、制裁解除後にはスロバキア共和国、日本、シンガポールが、それぞれ署名を行った。日本との投資協定をみると、「平時」の権利保護の内容は既存の投資法FIPPAに準じているが、紛争解決に際して国際仲裁への付託が可能とされている点が注目される。

¹³ 2016年9月3日付Keyhan紙等。

図6 二国間投資協定の締結状況



出所：ICSID

4. 経済と政治との相互作用

これらの環境整備は、実態の変化に結びつくだろうか。

イラン国内には、急速に對外経済関係が発展することへの警戒感や反発も根強い。イランは来年5月に大統領選を控えており、ロウハニ政権が進める對外関係改善の動きは、既に保守強硬派や革命防衛隊周辺からの政権攻撃材料となっている。

前述した FATF との関係では、主要な保守勢力から、イランの銀行の顧客情報を「敵」に引き渡すことが安全保障上のリスクになることを懸念する声が上がっている¹⁴。2行が IRGC 系列組織へのサービス提供を拒否したことも、「自らに制裁を科すもの」と批判されている¹⁵。

新しい石油契約をめぐる議論についても、外資に過度な好条件で事業を認めることを許さない勢力への気配りが感じられる。たとえば、IPC に基づく国際入札は、すべてがオープンな形で実施されるのではなく、予めイラン側からコンタクトされた外資が条件を提示して参加することとなった。又、IPC はあくまで枠組みであって条件の詳細は個別の交渉によって決められ、契約は国家最高安全保障会議に諮られる。さらには、外資との新規契約がす

¹⁴ Al Monitor, *Financial watchdog worries Iranian hard-liners*, September 28, 2016.

¹⁵ Financial Times, *Iranian banks give Revolutionary Guard the cold shoulder*, September 18, 2016.

べて IPC の枠組みの下に実施されなければならないということではなく、外資は、パイプックを含め、案件に合った適当な契約形態を選べるとしている¹⁶。IPC を適用した最初の契約は、10月初旬、イラン企業と締結された。

ハメネイ最高指導者は、米国への不信感を強く抱いている点でこれらの保守強硬勢力の姿勢に通じるものがある。しかし、9月に次期大統領選に関してアフマディネジャド前大統領に立候補を断念させた経緯に照らすと、今は何よりも国内の団結を優先しているように見える。又、前回の大統領選時の対応や JCPOA に関するコメントの仕方等からは、彼が現在の体制を堅持するためにも民意を無視できないものとして捉えている様子が窺える。その意味で、政権が国内からの批判に抗して現在の路線を突き進めるには、国民から高い支持を得ることが大変重要である。

その点、これまでのところ、制裁解除の効果の規模やスピード感はイラン国民の当初の期待を大きく下回っている。ある調査によれば¹⁷、制裁解除の内容に関するイランと P5+1 との共同行動計画 (JCPOA) が成立した翌月には、イラン国民の 63% が 1 年以内に経済が目に見えて改善すると期待していたが、今年 6 月には、この 1 年間で経済状況が良くなったと回答した人は 13% に過ぎなかった (「変わらない」が 49%、「悪くなった」が 34%)。ロウハニ大統領を好ましいと回答する人の比率も低下している¹⁸。

しかし実際には、イラン経済はさまざまな面で改善をみせている。消費者物価は着実に低下してイラン暦今年度以降ひと桁台を維持しているし、為替レートも 2012~13 年頃の乱高下に比べ落ち着きを取り戻している (図 7)。自動車の生産台数はイラン暦今年度最初の 5 カ月間に前年度同期比 10.3% 増 (486,261 台) を記録し¹⁹、石油化学製品の生産量は同じく今年度最初の 4 カ月間で 1,700 万トンとなり、年間生産量は昨年度の 4,640 万トンに対し 5 千万トンを超える見通しである²⁰。直近の IMF ミッションは、2016 年度のイランの経済状況は著しく改善し、実質 GDP 成長率は少なくとも 4.5% を達成するだろうとの見方を示した²¹。

¹⁶ Shana, *NIOC to Act with Basket of 3 Contract Models*, August 31, 2016 ; Oil & Gas 360, *New Iranian Oil Contracts Unlikely To Attract Big Oil*, August 10, 2016.

¹⁷ Ebrahim Mohseni, Nancy Gallagher & Clay Ramsay, *Iranian Public Opinion, One Year after the Nuclear Deal A public opinion study*, Center for International & Security Studies at Maryland (University of Maryland's School of Public Policy), July 2016。同センターが The Program for Public Consultation 及び Iranpoll と共同で実施している一連の世論調査。最新の第 6 回調査は、2014 年 2016 年 6 月 17 日から 27 日にかけて、RDD 方式で選ばれた 1,007 人を対象に実施された。

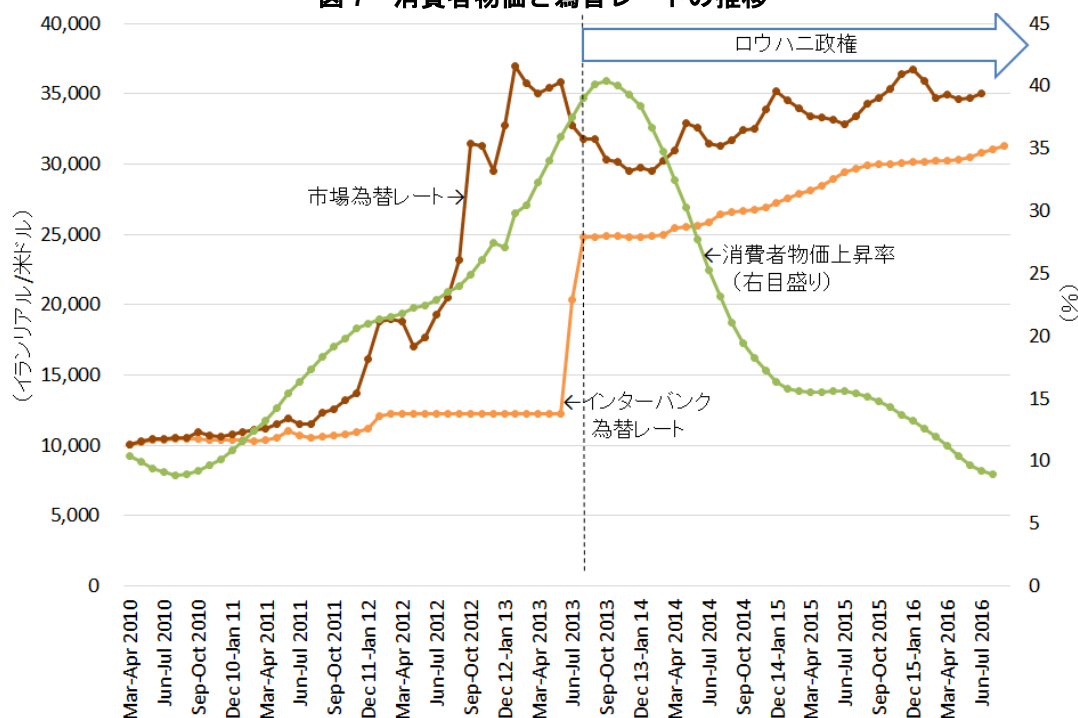
¹⁸ 「大変好ましい」が 2015 年 8 月の 61% から 2016 年 6 月には 38% へ、「大変好ましい」と「ある程度好ましい」を合わせた比率が同じく 89% から 82% へと低下。

¹⁹ 2016 年 9 月 8 日付、Azad News Agency 記事による。

²⁰ Shana, *7.8% Growth in Petchem Output This Year*, September 21, 2016.

²¹ Iran: Concluding Statement of an IMF Staff Visit, October 3, 2016.

図7 消費者物価と為替レートの推移



出所：イラン中央銀行

それでも国民にその実感がないのは、当初の期待が大き過ぎた面もあるだろうが、いつその「刺激」が求められているということである。現政権は、イラン中央銀行を中心に国内金融機関の信用供与能力の向上に努めており、今年度最初の5カ月間のファシリティ供与は前年度同期比を39%も上回った²²。こうした取り組みと並行して、外国の資本や技術の導入により国内産業の発展や輸出競争力の強化をさらに図り、国内に多様な雇用機会を創出していくことが、国民のマインド変化につながるだろう。経済の対外開放に懸念を示す勢力も、結果が明らかであれば、現在の路線を糾弾しにくくなるだろう。

制裁解除実施から9カ月が経過し、来年5月の大統領選挙までは残り7カ月となった。イランと諸外国とのビジネスの進展如何は、イラン国内政治の行方も大きく左右する。見えてきた変化の兆しが、これまで足踏みしてきたイランビジネスにどの程度弾みを付けるのかが注目される。

(10月11日記)

²² 2016年9月27日付、イラン中央銀行ウェブサイト上ニュース。